第八条の二の表を次のように改める。

区画数＼区市町村	区	市	町村
九未満	一四、七〇〇円	一三、六五〇円	一二、六〇〇円
九以上十三未満	一六、二七五	一五、二二五	一四、一七五
十三以上	一七、八五〇	一六、八〇〇	一五、七五〇

第九条第一項の表を次のように改める。

開催の時	金額
平日　昼間（午前八時三十分から午後五時三十分までをいうものとする。）	七、九二一円
平日　夜間（午後五時三十分から午前八時三十分までをいうものとする。以下この条において同じ。）	二四、五二八
休日	二五、八四九

第九条第二項中「一万六千九百九十八円」を「一万六千五百五円」に、「一万八千三百五十九円」を「一万七千八百二十六円」に改め、同条第六項中「三百五十七円」を「三百七十四円」に改め、同項ただし書中「七百十四円」を「七百四十八円」に、「六百二十八円」を「六百五十八円」に、「六百十円」を「六百四十円」に、「四百九十三円」を「五百十六円」に改める。

第十三条第一項の表を次のように改める。

区分	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
都道府県　選挙人の数が五十万人未満のもの	一七、五三五、三六三円	一三、四四七、五五三円
都道府県　選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	二一、一八五、九三三	一六、一七二、九四一
都道府県　選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	二四、六三六、二一五	一八、八一〇、〇七六
都道府県　選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	二七、〇〇二、六六四	二〇、四九五、二七五
都道府県　選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	三〇、六八九、七八三	二三、三六一、五八九
都道府県　選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	三五、八二五、三七五	二七、三六八、六四七
都道府県　選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	四三、一四六、〇八六	三三、四九八、六三四
都道府県　選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	四七、〇九九、八二九	三六、五三六、〇〇九
都道府県　選挙人の数が三百万人以上のもの	六九、八三六、五八二	五二、八三九、一一七
都道府県の支庁又は地方事務所	四、九〇四、七六六	三、八五三、五〇五

認定出先機関	衆議院議員選挙	参議院議員選挙
大都市　選挙人の数が五万人未満のもの	二、五九四、六九〇	二、〇四一、〇〇二
大都市　選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一〇、三三四、九五一	八、三一七、五二六
大都市　選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	六、二六一、七〇八	五、五五五、二六二
大都市　選挙人の数が十五万人以上のもの	七、四七一、五二〇	六、七九九、一四〇
区　選挙人の数が五万人未満のもの	九、一三九、九五四	八、五三五、七〇六
区　選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	一一、一七八、二六〇	一〇、六七六、二一〇
区　選挙人の数が十万人以上十五万人未満のもの	一四、三三二、五七五	一二、九五六、六一六
区　選挙人の数が十五万人以上のもの	一六、五九七、六七四	一四、一〇、五六八
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が千人未満のもの	九、四三四、二一五	八、八〇九、五三四
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が千人以上二千人未満のもの	一一、七五〇、二七二	一一、一三一、一四五
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が二千人以上三千人未満のもの	三九一、八五〇	三七四、七三一
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が三千人以上五千人未満のもの	四二〇、〇九四	四〇二、九七五
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が五千人以上一万人未満のもの	六二七、五四三	五八〇、四〇七
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が一万人以上二万人未満のもの	一、一〇一、九三九	九五八、一六〇
市（大都市を除く。次項、第三項及び第七項において同じ。）　選挙人の数が二万人以上のもの	一、七一九、〇六五	一、五四九、三一八
町村　選挙人の数が五万人未満のもの	二、一三三、九八〇	一、九一四、二〇二
町村　選挙人の数が五万人以上十万人未満のもの	二、六一五、八五四	二、三八二、一一一
都道府県　選挙人の数が五十万人未満のもの	九、六五五、〇六三円	七、六四四、九一五円
都道府県　選挙人の数が五十万人以上七十五万人未満のもの	一一、一二二、四二四	八、八九一、〇七六
都道府県　選挙人の数が七十五万人以上百万人未満のもの	一二、七八九、七八五	一〇、一三七、二三七
都道府県　選挙人の数が百万人以上百二十五万人未満のもの	一三、七七一、三七五	一〇、九五九、二一二
都道府県　選挙人の数が百二十五万人以上百五十万人未満のもの	一四、二八六、四六四	一一、三八三、三九八
都道府県　選挙人の数が百五十万人以上二百万人未満のもの	一五、二六八、〇五四	一二、二〇五、三七三
都道府県　選挙人の数が二百万人以上二百五十万人未満のもの	一五、四五〇、〇四八	一二、三四六、九二五
都道府県　選挙人の数が二百五十万人以上三百万人未満のもの	二〇、二〇八、六七七	一五、九九六、六五〇
都道府県　選挙人の数が三百万人以上のもの	四、四一七、五七六	三、四一一、四七〇
都道府県の支庁又は地方事務所	二、二六四、四四四	一、七四一、一二三
認定出先機関	四、四一七、五七六	三、四一一、四七〇
大都市	九、三九九、〇四〇	七、四一二、二八〇